2　農林水産大臣が前項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。	2　農林水産大臣が前項の規定により同項第一号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、大中型まき網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
3　農林水産大臣が第一項の規定により同項第二号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。	3　農林水産大臣が第一項の規定により同項第二号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、遠洋かつお・まぐろ漁業又は近海かつお・まぐろ漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
4　農林水産大臣が第一項の規定により同項第三号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（農林水産大臣が同号に掲げる場合に該当しなくなったと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。	4　農林水産大臣が第一項の規定により同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、東シナ海等かじき等流し網漁業又はかじき等流し網漁業を営む者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附　則

この省令は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。